

令和4年度 第1回

佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会

議事録

日時 令和4年6月30日(木)
午後1時30分～午後2時45分
場所 佐久市中央隣保館 大会議室

1 開 会 (進行：人権同和課長)

市長が他の公務で遅れてくる旨を報告

2 あいさつ

小林会長あいさつ

東城市民健康部長あいさつ

3 自己紹介

別紙名簿のとおり、今年度より10名の委員に変更があったため、各委員及び事務局が順番に自己紹介。

4 副会長の選任

(委員)

引き続き区長会より選出の土屋委員へお願いしてはいかがでしょうか。

(満場一致により承認)

市長あいさつ

市長到着。市長よりあいさつ

5 会議事項 (進行：会長、説明：事務局)

(1) 第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画令和3年度事業実績について

(2) 第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画令和4年度事業計画について

資料1「第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画令和3年度事業実績及び第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画令和4年度事業計画」により一括して事務局から説明。

【質疑、意見】

(委員)

今、第三次総合計画の事業実績と、それから令和4年度の第四次総合計画の事業計画が説明されたわけですが、第三次総合計画の足りなかったところをどのような形で、第四次総合計画の中で補っていく、又は足りなかったところを強化していくのかというところがちょっと見えにくい。

例えば学校における教職員の研修の中で、去年はオンデマンドの研修をやってきており、今年度もまたオンライン研修をやっていくとなっておりますけれども、集合形式の研修としてやっていくのかどうか。というところをお聞きしたいなと思います。

それから、人権男女共生フェスティバルについて。参加者が非常に少ないという実態があり、例えば拉致被害者の蓮池さんと呼んだときのように、ネームバリューのある人と呼んで人を集めようと、そういう面も見えますけれども、もっと本質的に人権問題に対して、特に人権男女共生フェスティバルということで銘打ってるわけですから女性差別の問題、女性の問題ということも関連した講師の選定をした方がいいのではないかと。

それから、本日も企業の代表の皆さんも見えてますけれども、企業同和教育推進連絡協議会に加盟する企業もあまり増えていないと。こういう実態に対して、第四次計画の中でどうしていくのかということも一つお聞きしたいと思います。

それからもう一点は先ほど、差別事象についても説明がありました。特にインターネット上において佐久市の同和地区の動画が流されており、市長も法務局へ要請行動に行きましたけれども、依然削除されずそのまま掲載されている状況が続いているわけです。

そういう実態に対して、更にこうした事案が増えてくる可能性があるということに対して、モニタリング体制づくりをどうしていくのか、具体的などころが見えていないわけですが、もう一つ踏み込んだ形で報告していただきたいと思います。よろしくお願いします。

(事務局)

たくさんご質問をいただきましたが、一つずつ回答いたします。

第三次総合計画で足りなかった面につきましては、コロナによって集合形式の啓発活動等が出来ないというところが大きかったと思います。それについては、それぞれの所管課で工夫を加えて実施に向けて取り組んでまいります。

それから、委員からも最後にお話がありましたが、昨年度インターネット上において差別動画が公開されるという事案がありました。これまでそういった事案が無かったので、第三次総合計画では、市の取組が薄かった部分があるのですが、第四次総合計画ですっかり取り組んでまいります。

教職員の研修につきましては、集合形式での研修だけをこれまでやっていて、コロナで集まっていたことが出来なかったため、中止にした年度もございました。そこで形式を見直しまして、令和3年

度より、YouTube 配信との併用にしたところ、教職員の皆様の中からも、「集合形式だと、予定が付きづらいが、動画なら、出来る時間帯に見ることが出来てとても有効だ」というご意見もいただいておりますので、引き続き2つのやり方で、学校の先生たちの意見を聞く中で、研修を実施してまいります。

人権男女共生フェスティバルにつきましては、多くの方にご参加いただくことも大事ですが、その時代時代に応じた人権課題というものをタイミングよくとらえて、テーマを決めて、講師の選定を行っていきたいと思っています。

企業人権の関係につきましては、企業においても様々な人権課題がある中で、こういった内容が求められているかということ意見を聞きながら研修の題材とし、企業同和教育推進連絡協議会に加盟する企業の増加を図りたいと思います。

インターネット上のモニタリング体制づくりにつきましては、県が主導してモニタリング体制について協議をしていくことになっていましたが、県から体制についてまだ連絡が来ていません。

いずれにしても、どのようにやっていくかを県と詰めながらモニタリング体制づくりに取り組んでいきたいと思っています。以上です。

(委員)

同和教育の問題で、第四次総合計画の中で人権同和教育推進員の皆さんが、学校の同和教育の授業の支援にあたるということが計画に載っているんだけど、推進員のみなさんが部落問題・人権問題を熟知しているのか、ということが心配であります。推進員自体の研修も必要ではないかと考えています。

推進員の皆さんが同和教育の授業の支援をしていただけることはいいことなんですが、推進員の研修も十分にやっていただきたい。そんなことを意見で申し上げたいと思います。

(事務局)

人権同和教育推進員の研修につきましては、県や関係機関から同和教育問題を題材にした研修などの案内がありますので、そういったものを機会として、推進員さんの研修として利用していきたいと思っています。ありがとうございます。

(会長)

よろしいでしょうか。

他にご意見ありませんようですので、(1)(2)についてはご承認いただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(3) 佐久市犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子案について

資料2 佐久市犯罪被害者等支援条例（仮称）に係る支援策について（案）

資料3 佐久市犯罪被害者等支援条例（仮称）制定スケジュール（案）

資料4 佐久市犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子案

により事務局から説明。

※資料5（長野県犯罪被害者等支援条例）は参考資料

【質疑、意見】

（会長）

難しいところもあると思うんですけど、犯罪被害者や遺族らの視点になって、こんな支援があればいいなということ、それぞれのお立場でご意見いただければありがたいと思います。

ちょっと申し訳ないですけども私の方から指名をさせていただきますので、ご意見をお願いしたいと思います。

（委員）

今回が初めてで、ちょっと内容も詳しく承知していませんけれども、当事者になってみないとわからない視点などもあるので、一番はその人の立場に立って考えていくような支援が出来たらと思います。

（会長）

次に学校の先生方からお願いをしたいと思います。

（委員）

要望書を提出された方の関係する痛ましい交通事故の時、ちょうど市の教育委員会にいました。

こんな、ひどいことが起きていいのかと、強い怒りの気持ちが沸いた覚えがあります。

その後の裁判の動きも見守っていたんですけども、結局、加害の立場の方も法律で守られる部分があり、罪を問うというのが難しい状況であって、被害の立場からすると非常に理不尽な形であったということを感じています。

それから、インターネット上の書き込みについても、明らかに削除すべきものであっても、それが残り続けているということはあってはならないことなんですけれども、これも著作権上の問題で、そこに投稿した、その著作権が守られるという、そういう法律になっているんですね。

こういった理不尽な問題を解決していくのにどうしたらいいのかと考えると、やはり被害者の立場に立って支援していくことを検討するというのは非常にいい視点じゃないかなという風に私は思います。

罪について追及していくということも大事なんですけれども、今の法律をいろいろ照らし合わせると、私も詳しいことはわかりませんが、加害が守られてしまう部分があるので、被害のところには是非目を向けて、支援していく条例が成立していくということは、とても大きな進歩になるんじゃないかと思いません。

(会長)

ありがとうございます。

もう御一方ご意見を頂戴したいと思います。

(委員)

人権同和課が窓口になるということですがけれども、相談ができる窓口があることを周知していくことが大事だと思います。犯罪が無いことが大前提なんですけれども、万が一発生してしまったときには、そんな相談窓口があるってことも条例の制定をきっかけに周知していけばいいと思います。

やはり被害者の立場に立つと困っていることがたくさんあると思いますので、被害者の相談があった時、スピーディーな対策をお願いしたいと思います。専門員も置かれるということですがけれども、担当窓口があったとしても、あちらこちらと窓口が変わってしまったりということもあると思います。

時間が解決するんじゃないなくて、時間が経つことで問題が大きくなるのがたくさんありますので、スピーディーな対応をしていただければと思います、以上です。

(会長)

貴重なご意見ありがとうございます。他にご意見ございますでしょうか。

(委員)

今回犯罪被害者支援の条例を作るということで会議事項に提案されましたが、これは市長の方から当審議会へ諮問するというかたちになるのですか。

(事務局)

諮問というかたちは取らずにご意見をお伺いして、内容の方へ反映させて進めていきたいと考えております。

(委員)

資料3のスケジュールを見ると、庁内での検討があつて、部落差別撤廃人権擁護審議会が大きく関わりながら条例を議会の方へ上程していくというかたちになっています。条例案について、当審議会の承認というか了承したものをを出していくということでしょうか。

(市長)

私は、条例や計画を作っていく際の民主主義の方法として2つのルートがあると考えています。

1つは議会の議決を得るという議会制民主主義という方法。もう1つは審議会などで意見を徴するというかたちで、市民の皆さんの意見を直接お聞きして、その意見が条例に反映される、計画に反映される、この2つの民主主義の方法があると思うんですね。

それに加えて、今回の条例についてはパブリックコメントという方法を取るのも市民全般どなたでもご意見をいただけますよというかたちを取っており、三本柱と言ってもいいかもしれませんが、そういうかたちで意見をいただき、議会の議決がそこに付されて正式決定という形になります。

実際に被害に遭われた方にお会いして、強くこの条例を作ることが必要だと思ったのは、先ほど学校の先生もお話しになった事件のお話をお伺いして、先生からは直接的な話は控えられたと思うんですが、辛辣な事件でありました。

中学3年生が、進学する高等学校が決定をしていて、その教科書をもたらしてきた日に佐久平駅周辺で、車に轢かれてしまった。運転をしていた人はお酒を飲んだ後で、そのことを証拠隠滅をするためにコンビニエンスストアに行って、被害にあわれた中学3年生を放置したまま、自分が酒気帯び運転、飲酒運転というものを逃れるための行為に走ったんです。このことが犯罪被害者・親御さんを長年にわたって苦しめる結果になっています。

訴訟においてこの行為がどう取り扱われるかということについて、再審が今行われているところではありますが、争点となっています。

こうした方々に対しての精神的なケア、経済的なケアというのも含めて、行政がどういうことが出来るかということをもとめていきたいです。

また、全国的に大きな話題になったのは坂城町の事件でありまして、坂城町で暴力団の組員がその家で2人を殺害をして自分が自殺するという事件が起きました。

そのことによって残された遺族の人は職を失ったり、あるいは自宅が現場になってしまい、現場検証が長期にわたって行われるので、暮らす場所が無くなったりしてしまいました。しかしながら暴力団との関係が問われて県営住宅、町営住宅に入ることが出来ませんでした。

このときには残された遺族の方たちは被害者という立場でしかないんですけども、社会から疎外されてしまう。こういった人に対して、どのように対応していくかということが大変大きな話題にもなりました。

このようなことが、この佐久でも起きないとも限らない。そんな時にどういう準備をしておくかということがこの条例を作っていこうとする動機であります。

そういう意味では諮問という形ではないんですけどもみなさんの意見を承ってですね、先ほど来よりご意見をいただいている被害者の立場に立った、そんな条例づくりが出来ればいいなど、そんな考えでこの審議会にご意見を徴すると、そんな意味でこの審議をさせていただいております。

(委員)

ありがとうございました。市長の方から明確に出していただいたのでね、審議会の中でも意見交換しながらやっていきたいと思えます。

確かに人権問題に絡むことは非常に複雑な問題もありますから、国の段階も基本法ありますしね、県の方も条例が出来たと、他の市町村でもいくつか作っているところがありますから、そういうものを参考にしながらより良い条例を作っていくということが大事なことだと思います。

私も一つ危惧するというか、研究していかなきゃいけないと思うのは、当然同和課の中にね、プロジェクトチームを立ち上げていくという形では方向性が出ています。

犯罪という定義もね、いろんな犯罪の種類があると思うんですよ。どこまでの犯罪に対して支援していくのか、もっと深刻なのは性犯罪ですよ、DVだとかセクハラとかまで含めていくと非常に幅広くなる訳ですよ、犯罪の定義がね。

それをどこまで支援していくのかっていうところももうちょっと協議しないといけないし、窓口が人権同和課に置きましようって形になると、ハッキリ言うと今の人権同和課の体制で果たしてそこまで出

来るのかってことが心配なんです。

新たに人員を強化したり、市の機構を強化していかないとね、ただやりましょうだけで誰がどういう風に動くのかということも出てくるしね。

その辺のところはもっともっと研究していく必要があると思うんで、この1年かけて議論していくということになると思いますけれど、出来るだけそういう資料も出していただいて協議できればいいかと、今日はまだまだ我々も充分わからないところがありますけれども、次回にもっと深めた議論ができればとそんな風に思います。

(市長)

今の委員さんのお話というのは、私たちも非常に興味を持ってしまして、犯罪被害者と言いますけれども、犯罪とはいつ確定するのかということ、事件が起きてから起訴されて結審する時ですよ。それまで犯罪と確定できないならば、犯罪被害者という表現も正しくないんじゃないか、先ほど委員さんが仰ったとおり、スピーディーな対応が必要なのですが、犯罪と確定できていないのに犯罪被害者を救済することができるのかみたいな議論があって、県に問い合わせしてみると、定義はあまり正確にされてないんですよ。

そういう意味では、全国的にはその言葉を使っていますが、犯罪被害者という表現でいいのかという迷いもあるんですね。

先ほど性犯罪のこともありました。この条例の中でお見舞金というものを出す方向で、検討していますが、多くの自治体の場合では、お見舞金の支給の対象にDVが含まれていないんですよ。

ドメスティックバイオレンス、いわゆるパートナーからの暴力ですけれども、なぜ見舞金が出ないかということ、見舞金がDVを行っている加害者に回るケースがあるからということなんだそうです。

それはそういうものではないんじゃないかという疑問もあります。

このように、先行する条例の中においても議論する点がありますし、専門家にもお話をお聞きする中で、より良い内容にしていけたらいいなと思っております。

また、わかりやすい資料など皆さんにお伝えしながら、ご意見いただけたらと思います。

(委員)

条例を作ろうということについては、賛成で、よりよい条例にしていきたいと思っております。

子どもの部落差別をなくす取組の中でも、インターネット上での誹謗中傷には悩まされてしまして、運動団体の国に対するスタンスとすれば、人権侵害した者に対する罰則規定を含めた、救済法の制定を求めています。

今回の条例は支援の条例だということですが、誹謗中傷に対する罰則規定も設けられるような条例が、必要ではないかと、私の個人的な意見ですが考えています。

人権侵害・誹謗中傷に対する罰則規定はなかなか国でもないし、県もそこまでは考えていないところですが、そういうことも盛り込んだ条例に出来ればありがたいなと思います

被害者になっていろいろインターネットで誹謗中傷されて、泣き寝入りするしかないのかと。

罰則規定は無いのかというような怒りや、子どもがこれまでの活動の中で思ってきた経過もあります。

そういうことも含め、いろいろ資料を提供いただきながら、この審議会で意見交換するときには、そんなことも考えていければなと思っております。意見ということで出させていただきました。

(会長)

いろいろご意見頂戴して貴重なご意見ありがとうございます。

貴重な意見いただきましたので、反映させながら、スケジュールに基づいて進めていくということによってよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それではそのように進めさせていただきます。

以上で本日の会議事項は全て終了しました。ありがとうございました。

6 その他 (進行：副会長)

(事務局)

佐久市犯罪被害者等支援条例（仮称）の条例案をご審議いただくため、9月の下旬に次回の審議会を開催予定しています。日程について後日ご連絡いたします。

7 閉会